

手話通訳派遣費基準表（令和8年4月1日改定）

拘束時間	派遣費
1時間まで	7,000円
2時間まで	10,000円
3時間まで	13,000円
4時間まで	16,000円

（以降1時間ごとに3,000円追加）

派遣費基準は手話通訳1名当たりの金額です。休憩時間を含めた拘束時間で算定します。派遣のお申込を受付後、お見積書・通訳者の氏名等詳細を記載した派遣決定書をFAX等でお送りします。

●通訳時間の変更、キャンセルがありましたら前日（土・日・祝日を挟む場合はその前日）までにご連絡をお願いします。当日になって通訳時間が短縮、もしくはキャンセルになった場合、お見積り金額の100%をご請求します。

●打合せ時間は開始前30分に限り無料です。30分より前に伺う必要がある場合は、通訳時間と合算し、超過分が有料となります。別日にリハーサル等の打ち合わせに参加する必要がある場合、拘束時間に対して基準表と同額の派遣料と遠方の場合は交通費等が発生します。※交通費については【交通費について】を参照

●通訳者の健康を守るため、1名の通訳が連続して通訳できる時間を原則20分までとし、これを超える場合はスタートから2名を派遣します。通常、講演会などの舞台通訳は2名が15分～20分交替で通訳しますが、連続4時間以上となる通訳の場合は、スタートから3名の派遣、もしくは、前半後半に分け、別の通訳者2名を派遣します。交代通訳の派遣費は、基本料金（7,000円）からスタートします。※パネルディスカッション、演劇、複数のろう者が参加するスポーツ競技など2名以上の通訳が同時に通訳する必要がある場合は、さらに通訳が必要になることがあります。※30分以内の対面通訳（例：企業内の職員面接等）の場合は、通訳1名で対応が可能な場合もありますので、必要な通訳人数につきましては事前にご相談ください。

●通訳者のための駐車場を準備ください。準備いただけない場合には、別途駐車料金の実費を請求いたします。

【交通費について】

●派遣者の自宅から任務地が片道50キロ未満で一般道路使用の場合、交通費はいただけません。
●原則的に片道50キロ以上の場合、派遣者の自宅から任務地までの往復距離(km) × @30円 + 高速道路料金をご負担いただきます。但し、片道50キロ未満の場合でも、諸事情により高速道路を利用せざるを得ない場合、ご相談の上高速道路料金をご負担いただく場合がありますのでご理解ください。

社会福祉法人 福井県聴覚障がい者協会
理事長 村上 健
〒910-0026 福井県福井市光陽2丁目3-22
福井県社会福祉センター2階
TEL/0776-63-5572 FAX/0776-63-6692
deaf2009fukui@yahoo.co.jp
担当：西川